介　護　保　険　課

係	分掌事務
保険料係	（1） 被保険者の資格に関すること。 （2） 保険料の賦課に関すること。 （3） 保険料の徴収に関すること。 （4） 保険料の減免に関すること。 （5） 保険料の滞納整理に関すること。 （6） 保険料過誤納金の還付及び充当に関すること。
給付係	（1） 介護保険事業の計画及び普及促進に関すること。 （2） 保険給付に関すること。 （3） 特別会計の経理に関すること。 （4） 保険給付の苦情及び相談に関すること。 （5） 居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者に関すること。 （6） 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の指定並びに指導及び監督に関すること。 （7） 地域密着型サービス運営委員会に関すること。 （8） 介護費用適正化に関すること。 （9） 介護相談員に関すること。 (10) 特定入所者介護サービス費等利用者負担額軽減対策事業に関すること。 (11) その他介護保険に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。
介護認定係	（1） 要介護認定及び要支援認定に関すること。 （2） 介護認定審査会に関すること。 （3） 認定調査に関すること。

区　分	1　介護保険給付事業の概要	所管係	保険料・給付・介護認定係（生きがい振興・地域包括ケア推進係）

制 度 の 概 要

介護保険事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。

根 拠 法 令 等

◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
◇ 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）
◇ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
◇ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚令第 36 号）
◇ 宇治市介護保険条例（平成 12 年宇治市条例第 38 号）
◇ 宇治市介護保険規則（平成 12 年宇治市規則第 42 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 37 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 39 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年宇治市条例 31 号）
◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年宇治市規則第 14 号）
◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 38 号）
◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成 27 年宇治市規則第 6 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 14 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 52 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 15 号）
◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 18 号）
◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 16 号）
◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 19 号）
◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 43 号）
◇ 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 44 号）
◇ 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 45 号）
◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 46 号）
◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に要する費用の額に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 47 号）

制　度　の　現　況

(1) 被保険者
① 第 1 号被保険者：宇治市内に住所を有する 65 歳以上の人
② 第 2 号被保険者：宇治市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

(2) 保険料
① 第 1 号被保険者
基準額は 70,800 円（月額 5,900 円）で、前年の所得等に応じて 15 段階に分かれている。

保険料段階	対象者		割合	年間保険料
第 1 段階	・生活保護受給者 市民税非課税世帯で、本人：非課税 世帯：非課税	・老齢福祉年金受給者 ・前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下	基準額×0.25	17,700 円
第 2 段階		前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円を超え 120 万円以下	基準額×0.35	24,780 円
第 3 段階		前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 120 万円を超える	基準額×0.65	46,020 円
第 4 段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者あり）で、本人：非課税 世帯：課税	前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下	基準額×0.80	56,640 円
第 5 段階（基準額）		前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円を超える	基準額	70,800 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、	前年の合計所得金額が 125 万円以下	基準額×1.10	77,880 円
第 7 段階		前年の合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満	基準額×1.30	92,040 円
第 8 段階		前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額×1.65	116,820 円
第 9 段階		前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	基準額×1.95	138,060 円
第 10 段階		前年の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満	基準額×2.10	148,680 円
第 11 段階		前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満	基準額×2.25	159,300 円
第 12 段階		前年の合計所得金額が 600 万円以上 750 万円未満	基準額×2.40	169,920 円
第 13 段階		前年の合計所得金額が 750 万円以上 900 万円未満	基準額×2.55	180,540 円
第 14 段階		前年の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.70	191,160 円
第 15 段階		前年の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額×2.95	208,860 円

※令和 8 年度の保険料段階を記載。
※介護保険制度上、合計所得金額と市民税課税・非課税の算定は、令和 7 年度保険料と同様の算定基準により決定します。

② 徴収方法

ア 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金等が、年額 18 万円以上の場合は、年金から差引きする。

イ 普通徴収

特別徴収の対象にならない場合は、納付書や口座振替で被保険者が納付する。

③ 保険料の減額

保険料段階が第 2 段階または第 3 段階の被保険者のうち、次の要件をすべて満たす人は、申請により第 1 段階の保険料に減額される。

要件

- 前年収入の合計額が単身世帯で 94 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算）
  - ※ 収入には非課税年金（遺族年金、障害年金等）も含む
  - ※ 前年収入とは、令和 8 年度保険料の場合、令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月の収入を指す
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 居住用資産の評価額が 1,800 万円以下であり、属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で 350 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算）

(3) サービスの種類及び給付内容

① 在宅サービス ※ 訪問介護、通所介護を除いて介護予防を含む。

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行う。

イ 訪問入浴介護

移動可能な浴槽を使用し、居宅で入浴の介助を行う。

ウ 訪問看護

医師の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。

エ 訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

オ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

カ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院などにおいて、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

キ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ク 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理のもとで、看護や機能訓練、日常生活上の支援を受ける。

ケ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

コ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要介護・要支援認定者について、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援、機能訓練などを行う。

サ 福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与する。

シ　特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴や排泄などに使用する補助用具の購入費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

ス　住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修について、改修費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

② サービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

※（＊）は長寿生きがい課所管事業

ア　訪問型サービス

- 訪問介護相当サービス

  ホームヘルパーが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、本人が自力では困難な行為について、支援を行う。

- 生活支援型訪問サービス

  宇治市生活支援員などが居宅を訪問し、家族や地域の支援が受けられない場合に、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

- 住民主体型生活支援（＊）

  ボランティアなどが居宅を訪問し、掃除や調理などの本人が自力では困難な家事について、支援を行う。

- 訪問型短期集中予防サービス（＊）

  作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などの専門職が、介護予防に関して、定期的に短期間（概ね週 1 回程度、3 か月間）訪問して指導を行う。

イ　通所型サービス

- 通所介護相当サービス

  デイサービスセンターにおいて、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。

- 短時間型通所サービス

  デイサービスセンターにおいて、生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間（2～5 時間未満程度）行う。

- 住民主体型通いの場活動支援（＊）

  ボランティア（健康長寿サポーターなど）がサポーターとなり、短時間（2 時間程度）の運動や交流を行う。

- 通所型短期集中予防サービス（＊）

  作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などによる指導のもと、体操や栄養改善、口腔ケアなどの介護予防プログラムを短期集中的に（概ね週 1 回程度、3 か月間）行う。

③ 地域密着型サービス

ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスで、日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が連携しながら、定期的な巡回訪問と利用者の通報によって、随時対応を行う。

イ　地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターで、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

ウ　認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を日帰りで行う。

エ　小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、本人の心身の状況、環境、本人や家族の希望に応じて、随時「訪問」や施設への「泊まり」を組み合わせて、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を行う。

オ　看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に療法上の世話または必要な診療の補助を行う「看護」を加えたサービスを行う。

カ　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人を対象に、共同生活を営む住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもとに、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

キ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームで、日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人に対して、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う。

④　施設サービス

ア　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を受ける。

イ　介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療の必要はないがリハビリテーションや看護が必要な人が入所し、家庭への復帰を目指して、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ウ　介護医療院

介護療養型医療施設に生活施設としての機能が追加されたサービスで、平成 30（2018 ね）年 4 月に新設された。主に長期にわたり療養が必要な人が対象になる。

(4) サービスの利用

①　在宅サービス

介護サービス計画に基づいて各種のサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。在宅サービスでは要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスの利用については全額自己負担になる。

在宅サービス区分支給限度額（月額）

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者 要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

②　施設サービス

利用者は施設サービス費用の 1 割、2 割又は 3 割と、食費・居住費や、理美容等の日常生活費を負担する（支給限度額の設定はない）。

(5) 利用者負担の軽減等

①　高額介護サービス費

同月内の利用者負担の世帯合算額が高額になるときは、申請により、下記上限額を超えた分が支給される。

ア　利用者負担の上限額

区分（※2）		自己負担額の上限	
		個人	世帯（※1）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上		140,100 円	140,100 円
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満		93,000 円	93,000 円
市民税課税で課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満		44,400 円	44,400 円
市民税非課税世帯		24,600 円	24,600 円
	本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が 82.65 万円以下	15,000 円	
	老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者		15,000 円	15,000 円

※1　上限額は、世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計となる。
※2　世帯内の 65 歳以上で最も所得が高い人の区分が世帯の上限となる。

イ　支給件数　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数	27,012	27,387	27,543	28,460	30,671

② 高額医療合算介護サービス費

医療費と介護サービス費の両方の負担がある場合に自己負担額を合計して、年額（8 月 1 日から翌年 7 月末日）で定められた自己負担限度額を超えたうち介護分が高額医療合算介護サービス費として支給される。

ア　合算算定基準額（平成 30 年 8 月以降）

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70 歳未満の人）

所得区分（旧ただし書き所得）	自己負担限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書き所得＝前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円。

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70～74 歳の人）
- 後期高齢者医療制度＋介護保険（75 歳以上の人）

所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般		56 万円
低所得者Ⅱ		31 万円
低所得者Ⅰ		19 万円

イ　支給件数　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数	1,852	1,967	1,941	2,023	2,178

③　特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所した場合又はショートステイを利用した場合、申請の上、以下の要件のすべてを満たしていると認められると、食費及び居住費（滞在費）が減額される。

要件

- 市民税非課税世帯であること
- 同一世帯には属さない配偶者がいる場合、その配偶者が市民税非課税であること（配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
- 利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が基準額以下（下表「利用者負担段階」参照）であること

ア　利用者負担段階

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の合計額
第 1 段階	・生活保護受給者	―
	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	単身:1,000 万円以下 夫婦:2,000 万円以下
第 2 段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 82.65 万円以下の人	単身:650 万円以下 夫婦:1,650 万円以下
第 3 段階 ①	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 82.65 万円超、120 万円以下の人	単身:550 万円以下 夫婦:1,550 万円以下
第 3 段階 ②	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間 120 万円超の人	単身:500 万円以下 夫婦:1,500 万円以下

※第 2 号被保険者は利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000 万円以下、夫婦：2,000 万円以下であれば支給対象となります。

イ　負担限度額（1 日あたり）

				基準費用額	負担限度額			
					第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階 ①	第 3 段階 ②
食費	施設サービス			1,545 円	300 円	390 円	680 円	1,420 円
	短期入所サービス				300 円	600 円	1,030 円	1,360 円
居住費	多床室	特養等	※	915 円	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院等 （室料負担ありの場合）		697 円				
		老健・医療院等 （室料負担なしの場合）		437 円				430 円
	従来型個室	特養等		1,231 円	380 円	480 円	880 円	980 円
		老健・医療院等		1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室的多床室			1,728 円	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室			2,066 円	880 円	880 円	1,370 円	1,470 円

※ 特養等　　＝　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護
老健・医療院等　＝　介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

ウ　認定件数　　（単位：件）

年度 / 利用者負担段階	3	4	5	6	7
第 1 段階	157	155	149	149	148
第 2 段階	388	359	353	355	321
第 3 段階①	270	270	283	289	239
第 3 段階②	916	878	865	895	886
合　　計	1,731	1,662	1,650	1,688	1,594

※8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度とする。

④　社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市に減額の実施を申し出た社会福祉法人等が実施しているサービスを利用している人は、以下の要件のすべてを満たすと、利用者負担額のうち 1 割負担分、食費、居住費（滞在費）について 25%（老齢福祉年金受給者は 50%）が減額される。

生活保護受給者は、介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護予防）・短期入所生活介護を利用した場合の個室の居住費（滞在費）について 100%が減額される。

要件（生活保護受給者又は、次のすべての要件を満たす人）

- 市民税非課税世帯
- 年間収入額が単身世帯で 150 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額）以下である
- 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円（世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額）以下である
- 世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

認定件数　　（単位：件）

年度	3	4	5	6	7
件数	87	89	95	89	86

※8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度とする。

⑤　認知症対応型共同生活介護家賃等の減額

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用し、申請の上、以下の要件を満たしていると認められると、家賃・光熱水費・食費が減額される。

要件

「④社会福祉法人等による利用者負担の軽減」と同じ

ア　減額される金額（月額）

利用者負担段階	対象となる人	家賃		光熱水費・食費（上限）
			上限	
第 1 段階	生活保護受給者	各事業所の家賃から 40,000 円を控除した額	なし	20,000 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と公的年金等収入額の合計額が 82.65 万円以下の人		20,000 円	15,000 円
第 3 段階	市民税非課税世帯で、第 2 段階に該当しない人		15,000 円	10,000 円

イ　認定件数　（単位：件）

年度 / 利用者負担段階	3	4	5	6	7
第 1 段階	24	31	27	30	29
第 2 段階	11	8	8	13	6
第 3 段階	5	5	4	5	6
合　計	40	44	39	48	41

※8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までを 1 年度とする。

(6) 要介護（要支援）認定の状況

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がある。各年度 3 月末の要介護（要支援）認定者数は、以下のとおりである。

要介護（要支援）認定者数　（単位：人）

年度 / 要介護度	3	4	5	6	7
要支援 1	1,779	1,769	1,969	2,060	2,191
要支援 2	1,384	1,420	1,463	1,505	1,527
要介護 1	2,899	2,996	2,925	3,095	3,191
要介護 2	1,719	1,734	1,887	1,886	1,951
要介護 3	1,403	1,418	1,386	1,417	1,475
要介護 4	1,084	1,066	1,077	1,118	1,155
要介護 5	694	702	751	750	770
合　計	10,962	11,105	11,458	11,831	12,260

※宇治市独自集計値

(7) サービスの利用状況

※単位の回・日は年間延べ回数。人は各年度 10 月の利用人数

① 在宅サービス

サービス種類＼年度	3	4	5	6	7
訪問介護（回）	457,222	480,442	517,233	607,465	672,494
訪問入浴介護（回）	6,701	6,778	7,583	8,040	8,537
訪問看護（回）	102,512	109,705	121,126	135,593	150,605
訪問リハビリテーション（回）	62,652	63,763	67,801	77,179	81,830
通所介護（回）	165,782	169,166	179,453	196,637	202,292
通所リハビリテーション（回）	72,608	73,740	75,641	72,186	68,713
短期入所（日）	53,934	50,371	49,604	47,193	48,354
居宅介護支援（人）	5,646	5,793	5,971	6,195	6,545
居宅療養管理指導（人）	2,384	2,557	2,726	2,963	3,319
特定施設入居者生活介護（人）	316	305	302	293	301

② サービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

サービス種類＼年度	3	4	5	6	7
訪問介護相当サービス（回）	32,405	30,853	29,538	28,772	29,156
生活支援型訪問サービス（回）	2,092	1,565	1,477	1,451	1,219
住民主体型生活支援（回）（＊）	16	221	210	535	614
訪問型短期集中予防サービス(回)(＊)	154	216	168	202	271
通所介護相当サービス（回）	21,429	20,363	19,383	20,074	21,616
短時間型通所サービス（回）	18,158	20,673	24,518	29,326	34,185
住民主体型通いの場活動支援(回)(＊)	1,247	2,020	2,313	2,376	2,261
通所型短期集中予防サービス(回)(＊)	61	80	79	80	80
介護予防ケアマネジメント（人）（＊）	633	642	642	696	696

※（＊）は長寿生きがい課所管事業

③　地域密着型サービス

年　度 サービス種類	3	4	5	6	7
認知症対応型共同生活介護（人）	302	291	290	283	321
認知症対応型通所介護（回）	18,711	20,211	17,573	17,867	18,368
小規模多機能型居宅介護（人）	297	338	328	302	298
看護小規模多機能型居宅介護（人）	27	24	23	31	43
地域密着型介護老人福祉施設（人）	27	32	31	31	28
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護　（回）	8,185	10,433	11,623	13,234	14,526
地域密着型通所介護（回）	27,448	27,044	28,259	26,096	18,335
夜間対応型訪問介護（回）	2,111	2,183	1,456	1,886	1,455

④　施設サービス　　（単位：人）

年　度 サービス種類	3	4	5	6	7
介護老人福祉施設	686	704	676	688	710
介護老人保健施設	499	482	496	505	504
介護療養型医療施設	4	2	1	0	0
介護医療院	159	157	167	164	175

(8) 介護保険事業特別会計の状況

① 歳入

（単位：千円）

項目＼年度	3	4	5	6	7
保険料	3,421,784	3,408,728	3,395,831	3,610,728	3,680,187
使用料及び手数料	273	263	251	233	253
国庫支出金	3,550,822	3,732,685	3,963,174	3,992,774	4,181,487
支払基金交付金	4,036,378	4,094,625	4,213,500	4,458,154	4,647,052
府支出金	2,229,378	2,314,736	2,449,301	2,412,771	2,496,305
財産収入	17	49	149	401	1,720
繰入金	2,559,862	2,712,379	2,926,539	2,880,429	3,102,651
繰越金	614,185	425,500	555,983	736,707	298,460
諸収入	4,350	5,550	3,688	321	762
市債	－	－	－	－	－
合計	16,417,049	16,694,515	17,508,416	18,092,518	18,408,877

② 歳出

（単位：千円）

項目＼年度	3	4	5	6	7
総務費	277,508	299,062	328,975	343,395	375,728
保険給付費	14,457,126	14,745,121	15,186,003	15,967,211	16,743,480
財政安定化基金拠出金	－	－	－	－	－
地域支援事業費	634,459	661,907	690,559	740,683	778,230
基金積立金	403,250	216,888	264,095	317,339	224,645
公債費	0	0	0	0	0
諸支出金	219,206	215,554	302,037	425,430	81,742
予備費	0	0	0	0	0
合計	15,991,549	16,138,532	16,771,709	17,794,058	18,203,825

区　分	**2　地域介護・福祉空間整備費補助事業**	所管係	給付係

制 度 の 概 要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。

国交付金事業

根 拠 法 令 等

◇　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）
◇　地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について（平成 24 年 7 月 17 日厚生労働省発老 0717 第 2 号）

制 度 の 現 況

補助金交付状況　　（各年度決算による）

年度／区分	3	4	5
補助金（円）	0	6,447,000	7,730,000
対象施設	—	認知症高齢者 グループホーム	認知症高齢者 グループホーム

年度／区分	6	7
補助金（円）	12,793,000	0
対象施設	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所	—

（組織機構改革に伴い長寿いきがい課より移管）

区　分	3　地域密着型サービス等整備費補助金	所管係	給付係

制 度 の 概 要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を行う。

府交付金事業

根 拠 法 令 等

◇　地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）
◇　京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成 22 年京都府告示第 27 号）

制 度 の 現 況

補助金交付状況　　（各年度決算による）

年度／区分	3	4	5
補助金（円）	16,693,000	12,863,000	131,488,000
対象施設	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 認知症高齢者グループホーム 看護小規模多機能型居宅介護事業所

年度／区分	6	7
補助金（円）	71,434,000	67,324,000
対象施設	認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者グループホーム

※対象施設の表記は、京都府交付要綱で定める名称による

（組織機構改革に伴い長寿いきがい課より移管）